

稲水管第67号

令和4年11月18日

稲美町上下水道事業運営委員会 委員長 様

稲美町長 中山 哲 郎



稲美町における水道料金について(諮問)

みだしのことについて、稲美町上下水道事業運営委員会規程(稲美町上下水道事業管理規程第2号)第2条の規定により、貴委員会に対し、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

稲美町における水道料金について

2. 諮問の趣旨

水道事業において、全国的に保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う給水収益の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり安心・安全なおいしい水道水の安定供給を維持していくために、健全な財政運営及び計画的な設備更新事業の実施が求められています。

このような状況から、本町においても、令和3年3月に中期的な経営の基本計画である「稲美町水道事業経営戦略」を策定したところです。

その中で、今後の設備の更新需要等を見据え、水道事業収益の根幹である給水収益の適正な水準を確保するために、水道料金の改定を実施することとしています。

本町の事業の運営状況や課題等を踏まえたうえで、水道事業の健全で持続性がある経営の確立に向けて水道料金の水準について検討し、また、経営環境の変化に対応した料金体系案を作成する必要があります。

つきましては、将来にわたり水道事業の健全な経営を図るため、水道料金のあり方について、貴委員会の意見を賜りたく諮問します。